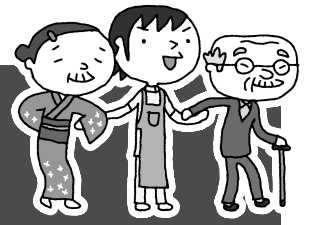


後期高齢者医療保険 被保険者(※1)の皆さんへ



後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率が決まりました

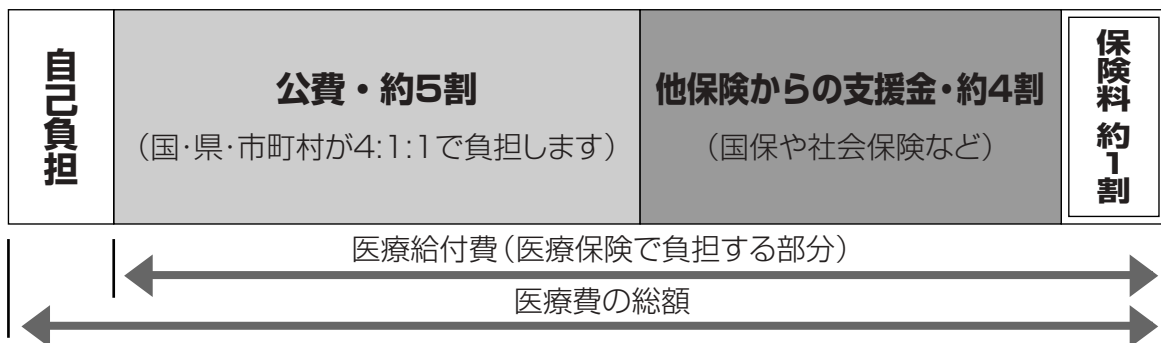
(※1) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含みます。

被保険者均等割額	所得割率
55,500円	10.50%

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約5割を国・県・市町村の公費が負担し、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。基金を活用しながら将来に渡って安定した制度運営を行っていくために、令和4・5年度の保険料率については、令和2・3年度の保険料率(被保険者均等割額 54,316円・所得割率 10.49%)から引き上げることになりました。保険料は、皆さんに安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、令和4年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、7月初旬に決定する予定です。



新型コロナウイルス感染症の流行に伴う令和4年度保険料の減免について

以下の要件を満たす方は、申請により減免となる場合があります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 → **保険料の全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が一定程度見込まれる世帯の方 → **保険料の一部を減額**

令和4年度 後期高齢者医療の被保険者証について

令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は**被保険者証を全員に2回交付**します。

1回目 (7月下旬)	令和4年8月1日から令和4年9月30日までの被保険者証(若草色)を送付します。
-----------------------	---

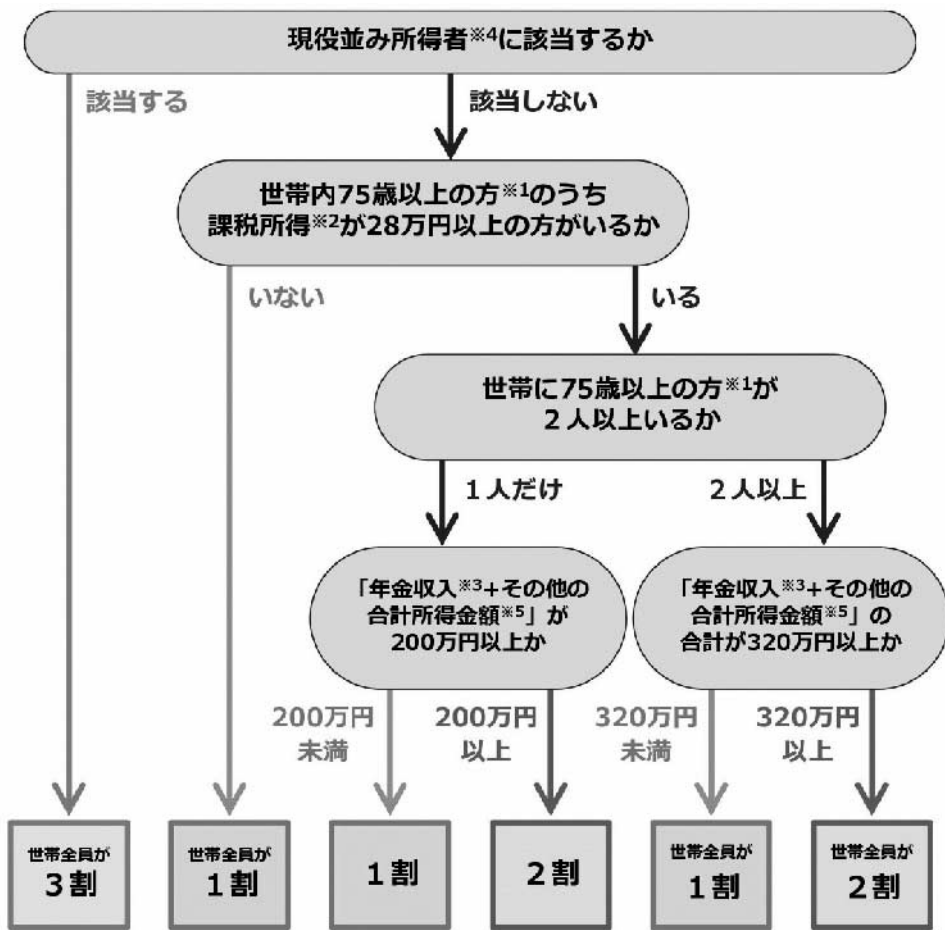


2回目 (9月下旬)	令和4年10月1日から令和5年7月31日までの被保険者証(水色)を送付します。
-----------------------	---

※限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証については、令和5年7月31日有効期限のものを送付します。したがって、2回交付となりませんので、ご注意ください。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

※ご自身の収入や所得状況などについては、住民税納税通知書をご確認ください。



※1後期高齢者医療の被保険者75歳以上の方(65~74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)

※3「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません

※4課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方

※5「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のこと

○お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合
本庁 住民課 国保係
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎088-821-4526
☎43-2800
☎55-3112